

兵庫県立芦屋高等学校あしかび会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、「兵庫県立芦屋高等学校あしかび会」（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、同窓生相互の親睦を厚くし、共助を図り、あわせて母校の興隆発展に資することを目的とする。

第3条（本部）

本会は、本部および事務局を兵庫県立芦屋高等学校内（兵庫県芦屋市宮川町6番3号）に置く。事務局に関する細則は別に定める。

第4条（支部）

本会は、支部および事務局を置くことができる。支部に関する細則は別に定める。

第2章 事 業

第5条（事業）

本会は、第2条の目的達成するため、次の事業を行う。

1. 総会開催に関する事項
2. 会誌等の発行に関する事項
3. 会員相互の連絡ならびに共助に関する事項
4. 会員および特別会員の名簿管理に関する事項
5. あしかび会ホームページ等の情報発信・管理に関する事項
6. 特別周年等における事業に関する事項
7. あしかび会館の補修、改修事業に関する事項の提案
8. 母校の必要とする事項
9. その他、本会の目的達成に必要とする事項

第3章 会 員

第6条（会員）

本会会員は、次の各項に該当するものとし、その氏名およびその他の個人情報を会員名簿に記載する。

1. 正 会 員

- (ア) 兵庫県立芦屋中学校卒業生
- (イ) 兵庫県立芦屋高等学校卒業生
- (ウ) 前各項の諸学校に在学した者であって、常任理事会の承認を得た者

2. 特別会員

- (ア) 兵庫県立芦屋高等学校現教職員
- (イ) 常任理事会の承認した旧教職員

第7条（変更）

本会会員は、届け出た氏名およびその他の個人情報を変更したときは、ただちにその旨を事務局に届け出るものとする。

第4章 役 員

第8条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- 1 名誉会長 1名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名
- 4 財務理事 1名
- 5 常任理事 各期若干名
- 6 理事 各期若干名
- 7 書記 2名
- 8 会計監事 2名
- 9 相談役 若干名

第9条（理 事）

- 1. 理事は、各期正会員より選出する。
- 2. 理事は、各期正会員を代表し、本部と各期会員の相互連絡にあたる。

第10条（常任理事）

1. 常任理事は、理事より選出する。
2. 常任理事は、理事会の会務の責任分担を決定し、会長および副会長を補佐する。

第11条（財務理事）

1. 財務理事は、理事より選出する。
2. 財務理事は、本会の会計を総括する。

第12条（会長）

1. 会長は、理事の中から理事会の決議により選出する。
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
3. 会長は、総会・理事会・常任理事会・執行部会を招集する。

第13条（副会長）

1. 副会長は、理事の中から理事会の決議により選出する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第14条（名誉会長）

1. 名誉会長は、兵庫県立芦屋高等学校長を推戴する。
2. 名誉会長は、議決権を持たない。

第15条（書記）

1. 書記は、正会員の中から選出する。
2. 書記は、総会・理事会・常任理事会および執行部会の議事の記録にあたる。

第16条（会計監事）

1. 会計監事は、正会員の中から選出する。
2. 会計監事は、毎年1回以上本会の会計を監査する。

第17条（相談役）

1. 相談役は、会長・副会長歴任者で、執行部会の推戴で相談役を設けることができる。
2. 相談役は執行部会に適切な助言を行う。

第 18 条 (任期)

1. 会長・副会長・財務理事・常任理事・理事・書記・会計監事および相談役の任期は、選任にかかる理事会の日から、2 年を経過する日の属する前会計年度終了後、最初の理事会の終結時までとする。
2. 欠員または増員で選任された役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。

第 19 条 (再任および兼務)

1. 役員は、再任を妨げない。
2. 会計監事は、会長・副会長・財務理事・常任理事・理事・書記とは兼任できない。

第 20 条 (役員代行)

会長、副会長、財務理事において、不測の事態によりその職務執行が困難になった場合、または死亡・辞任等により欠員となった場合、不測の事態解消による職務復帰あるいは後任決定までの間、第 18 条 2 項の定めにかかわらず、臨時的に下記のとおり代行者を定め、その職務を遅滞なく遂行、継続するものとする。但し、下記措置はあくまで緊急対応であり、不測の事態の早期解決、後任の早期決定等によりあしかび会運営の正常化を図るものとし、それぞれの事態発生直後の理事会等にその経過および結果を報告し、承認を得るものとする。

- (1) 会長 第 11 条 2 項に基づき副会長の内、1 名がその職務を代行する。
- (2) 副会長 会長がその職務を代行する。
- (3) 財務理事 会長がその職務を代行する。但し、会長がその職務執行に難あるときは副会長の内 1 名がその任にあたるものとする。

第5章 機 関

第21条（機関）

本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 常任理事会
4. 執行部会
5. 会長が提起し、常任理事会が承認した委員会

第22条（総会）

1. 総会は、正会員で構成する。
2. 総会は、定時総会として毎年1回開催する。
3. 前項の他、必要がある場合に臨時総会を開催する。臨時総会は、理事会の決議により、会長が臨時総会を招集する。
4. 総会において報告する事項は次のものとする。
 - (ア) 事業報告および事業計画に関する事項
 - (イ) 決算・会計監査の報告および予算に関する事項
 - (ウ) 会則の改正、細則および規定に関する事項
 - (エ) その他、本会の目的達成に必要な事項

第23条（理事会）

1. 理事会は決議機関であり、原則として毎年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。ただし、災害その他の突発的事由により当該期間内に開催できない場合は、執行部会の判断により、期間経過後の開催日時を決定することができる。
2. 理事会は会長・副会長・財務理事・常任理事・理事・書記および会計監事で構成する。
3. 理事会の議長は、別途細則で定める。
4. 理事会は、同条第1項の他、会長及び副会長が必要と判断したとき、または理事の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集する。
5. 理事会は、常任理事会で承認された次の事項について決議する。
 - (ア) 総会開催に関する事項
 - (イ) 事業報告および事業計画に関する事項
 - (ウ) 決算、会計監査の報告および予算決定に関する事項

- (エ) 会則の改正、細則および規定に関する事項
- (オ) 会長・副会長・財務理事・常任理事・書記および会計監事の選任に関する事項
- (カ) 入会金および年会費の額及び徴収方法、基金および寄附金などの徴収に関する事項
- (キ) 任期中に欠員を生じた役員選出に関する事項
- (ク) 事業活動基金に関する事項
- (ケ) その他、本会の目的達成に必要な事項

第24条（常任理事会）

1. 常任理事会は、本会の企画の承認機関であり、必要に応じ随時開催する。
2. 常任理事会は、会長・副会長・財務理事・常任理事・書記および会計監事で構成する。
3. 常任理事会は、次の事項について企画の承認をする。
 - (ア) 理事会に審議または承認を求める事項
 - (イ) 理事会より委任された事項
 - (ウ) その他、本会の目的達成に必要な事項

第25条（執行部会）

1. 執行部会は、本会の企画の実務機関であり、原則として毎月開催する。
2. 執行部会は会長・副会長・財務理事・その他会長が指名する者で構成する。
3. 執行部会において企画・実務する事項は次のものとする。
 - (ア) 常任理事会に審議または承認を求める事項
 - (イ) 常任理事会より委任された事項
 - (ウ) その他、本会の目的達成に必要な企画事項

第26条（運営）

総会・理事会・常任理事会および執行部会の運営に関する細則は、別に定める。

第27条（決議）

理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い可否同数の場合は議長が決定する。
但し、委任状を含むものとする。

第6章 事業活動基金

第28条（事業活動基金の目的）

本会に別途「事業活動基金」を設け、第2条の目的を達成するため、本会が主催する事業の補助として、また第30条で承認された事業活動基金主催の事業を行う事を目的とする。

第29条（基金の財源）

この事業活動を進めるための財源として、次のものをあてる。

1. 現在の事業活動基金繰越金
2. あしかび会本会計において承認された「事業活動基金基本金」
3. 終身会員による終身会費
4. 同窓会名簿発行に関する剰余金
5. その他寄附金・預貯金利息等

第30条（事業の決定）

事業の実施については、常任理事会でその内容、収支予測等を発議・承認を得た上、理事会において決定するものとする。但し、緊急を要するものは常任理事会で決議・実行し、理事会に事後報告を行い、承認を得るものとする。また、本会の会計および事業活動基金の実施する事業に欠損等不測の事態が発生した場合は、事業活動基金から補填・補助をすることについて常任理事会の決定を得て実施出来るものとする。

第31条（事業活動基金の決算）

本事業については毎年度末の本会決算時に「事業活動基金決算」としてその活動内容、収支決算、財産目録等を会計監事の監査を経た上、理事会に報告をし承認を得るものとする。報告の代表者は会長、報告責任者は財務理事とする。

第7章 会 計

第32条（経費）

1. 本会の経費は、入会金・会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第33条（入会金）

本会正会員は、入会金を分納するものとする。

第34条（会費）

1. 本会正会員は、年会費を納入するものとする。
2. 前項の年会費に代えて、11年分一括会費又は終身会費を納入することができる。
3. 第1項及び第2項に規定する会費の額および支払方法は、理事会において定めるものとする。

第35条（公開）

財務理事は正会員の要求があれば、会計帳簿を随時公開する。

第36条（規定）

本会の会計に関する細則および規則は、別に定める。

第37条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 雑 則

第38条（細則）

本会会則の細則および規則は別に定める。

第9章 付 則

- 第39条 本会則は昭和21年度より実施する。
- 第40条 本会則は昭和23年7月25日改正、即日実施する。
- 第41条 本会則は昭和41年8月7日改正、即日実施する。
- 第42条 本会則は昭和54年8月5日改正、即日実施する。
- 第43条 本会則は平成9年7月27日改正、即日実施する。
- 第44条 本会則は平成14年10月12日改正、即日実施する。
- 第45条 本会則は令和4年5月29日改正、即日実施する。

本部事務局運営細則

第1条（趣 旨）本細則は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会会則第1章第3条に基づいて定めるものである。

第2条（名 称）本部事務局（以下、細則本文中は事務局という。）は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会本部事務局と称する。

第3条（目 的）事務局は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会本部事務局としての業務の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第4条（業 務）事務局は、理事会および常任理事会の決議に基づいて、あしかび会の一般事務の処理にあたる。

第5条（運 営）事務局は、事務局長が管理、運営の責任者となり、事務局としての有機的な活動を図る。そのため適時事務局会議を開催する。

第6条（機 構）

- 事務局に事務局長1名を置き、次の業務を行う。
 - 庶務（一般事務および備品、資料の保管にあたる）
 - 会誌編集（会誌の編集にあたる）
 - 名簿管理（名簿の管理にあたる）
 - 会計（会計事務にあたる）
- 事務局長は会長より委嘱する
 - 任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
 - 事務局長の解嘱は会長より行う。
 - 事務局長に就くものは他の役職に就くことはできない。
- 事務局は、別に業務処理のために必要に応じ、会長任命のもと、事務職員をおくことができる。

第7条（発 効）本細則は、昭和42年7月30日決定、即日実施する。

第8条（付 則）本細則は、平成14年10月12日改正、即日実施する。

第9条（付 則）本細則は、令和4年5月29日改正、即日実施する。

支部細則

- 第1条（趣 旨）本細則は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会会則第1章第4条に基づいて定めるものである。
- 第2条（名 称）支部は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会〇〇支部と称する。
（以下細則本文中は支部という）
- 第3条（目 的）支部は兵庫県立芦屋高等学校あしかび会会員相互の親睦を厚くし共助を図り、あわせて母校の興隆発展に資することを目的とする。
- 第4条（設 置）支部の設置は、10名以上の正会員の連署でもって、常任理事会に申請し、理事会の承認を得なければならない。
- 第5条（事 業）支部は、その目的達成のために次の業務を行う。
1.支部会員相互の連絡ならびに共助に関する事項
2.母校の必要とする事項
3.その他あしかび会の目的達成に必要な事項
- 第6条（構 成）支部は、あしかび会正会員および特別会員で構成する。
- 第7条（役 員）支部に次の役員をおく。
1.支部長 1名 2.副支部長 若干名 3.会計 1名
- 第8条（任 期）上期役員は原則として、支部を構成する正会員より選出し、任期は選任された日から2年後の会計年度終了後、最初の選任決議会議の終結時までとする。
- 第9条（報 告）支部長は支部の事業および会計について、毎年1回常任理事会に報告しなければならない。
- 第10条（経 費）支部の経費はあしかび会支部援助費によるものとする。なお必要に応じ、支部を構成する正会員より支部費を徴収することができる。
- 第11条（改 正）本細則の改正は、理事会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

第 12 条（発 効）本細則は、昭和 42 年 7 月 30 日決定、即日実施する。

第 13 条（付 則）本細則は、平成 14 年 10 月 12 日改正、即日実施する。

第 14 条（付 則）本細則は、令和 4 年 5 月 29 日改正、即日実施する。

総会・理事会および常任理事会および執行部会運営細則

第1条（趣 旨）本細則は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会会則第5章第26条に基づいて定めるものである。

第2条（総 会）1.総会は理事会が運営する。
2.総会は会長が正会員に通知して 招集する。
3.総会の司会は、会長が任命する。
4.その他あしかび会会則第5章第22条による。
5.臨時総会の運営は前各項に準ずる。

第3条（理事会）1.理事会は会長が理事に議案を10日以前に通知して招集する。
2.理事会は理事10名以上の出席がなければ開会できない。
ただし、委任状を含むものとする。
3.理事会の議長は理事より選出する。
4.その他あしかび会会則第5章第23条および27条による。

第4条（常任理事会）1.常任理事会は会長が常任理事に議案を1週間以前に通知して招集する。
2.常任理事会は常任理事5名以上の出席がなければ開会できない。
ただし、委任状を含むものとする。
3.常任理事会の議長は副会長があたる。
4.その他あしかび会会則第5章第24条による。

第5条（執行部会）1.執行部会は、会長があしかび会会則第5章第25条第2項で構成された者に1週間以前に通知して招集する。
2.執行部会の議長は副会長があたる。
3.その他あしかび会会則第5章第25条による。

第6条（改 正）本細則の改正は、理事会において出席者の過半数の承認を得なければならない。但し、委任状を含むものとする。

第7条（発 効）本細則は、昭和42年7月30日決定、即日実施する。

第8条（付 則）本細則は、平成14年10月12日改正、即日実施する。

第9条（付 則）本細則は、令和4年5月29日改正、即日実施する。

会計細則および規則

- 第1条（趣 旨）本規定は、兵庫県立芦屋高等学校あしかび会会則第7章第36条に基づいて定めるものである。
- 第2条（予 算）予算は財務理事が原案を作成し、常任理事会にて審議した後、理事会にて決定する。
- 第3条（承 認）予算を超過して支出する必要があるときは、事前に財務理事を通じて、常任理事会の承認を得なければならない。
- 第4条（記 帳）現金の出納については、その都度入金伝票を起票し、現金出納帳及び総勘定元帳に記載しなくてはならない。
- 第5条（検 印）出金伝票は1回の出金が10,000円以上50,000円未満の場合は財務理事、50,000円以上の場合は会長の承認を必要とする。
- 第6条（現金の保管等）現金の保管、出納、各帳簿の記帳及び伝票の保管は事務局会計担当者が行う。
- 第7条（帳 簿）帳簿の確認は随時財務理事が行う。
- 第8条（預金等）預貯金の払出に必要な印鑑は、財務理事が責任をもって保管しなければならない。ただし、保管に関する業務を事務局長に委託することができる。
- 第9条（運 用）資金の運用については理事会の承認を必要とする。
- 第10条（付 則）本細則は、令和4年5月29日改正、即日実施する。